

6. 健康保險被保險者証管理規程

三菱製紙健康保險組合

健康保険被保険者証管理規程目次

第1条（目 的）	1 頁
第2条（保管責任者）	1 頁
第3条（保管方法）	1 頁
第4条（受入れ及び払出し）	1 頁
第5条（健康保険被保険者証受払簿・健康保険被保険者証発行簿の様式）	1 頁
第6条（無効証及び廃棄処分）	1 頁
第7条（再発行手数料）	1 頁
第8条（雑 事 項）	1 頁
附 則	1 頁

第1条（目的）

この規程は、三菱製紙健康保険組合における健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の管理についての基準を定め、被保険者証の適正な管理を図ることを目的とする。

第2条（保管責任者）

被保険者証の保管責任者は、理事長とする。

2. 理事長は、常務理事に被保険者証の管理事務を行わせることができる。

第3条（保管方法）

被保険者証は、鍵のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

第4条（受入れ及び払出し）

被保険者証を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を健康保険被保険者証受払簿へ記録し、その都度、保管責任者が確認印を捺印し、その取扱いを明確にするものとする。

第5条（健康保険被保険者証受払簿の様式）

被保険者証の受払簿の様式は、別紙のとおりとする。

第6条（無効証及び廃棄処分）

健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損じとなった被保険者証等は、穿孔処理を行った後、シュレッダー等により再利用不可の状態にして廃棄するものとする。

2. 被保険者証の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

第7条（再発行手数料）

紛失等、本人の不注意により被保険者証の再発行が必要となった場合、被保険者は再発行手数料として1枚当たり金1,000円を負担し、速やかに所定口座に振り込むものとする。なお、送金のために生じた手数料利用等は、被保険者の負担とする。

第8条（雑事項）

この規程の実施に関し軽易なる事項は、理事長が定める。

附 則

- ・この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- ・第4条条文中の「・健康保険被保険者証発行簿」を削除し、「その取扱いを明確なものとする」の前に「その都度、保管責任者が確認印を捺印し」を追加する。
更に第5条条文中の「・健康保険被保険者証発行簿」、「発行簿」、「様式1」、「様式2」を削除し、平成23年8月1日から施行する。
- ・第6条条文中、「第一面に無効表示を行った後、」を「穿孔処理を行った後、シュレッダー等により再利用不可の状態にして」に改め、第7条を第8条とし、第6条

の次に「第7条（再発行手数料） 紛失等、本人の不注意により被保険者証の再発行が必要となった場合、被保険者は再発行手数料として1枚当たり金1,000円を負担し、速やかに所定口座に振り込むものとする。なお、送金のために生じた手数料利用等は、被保険者の負担とする。」を加え、令和3年4月1日から施行する。

